

市民からの意見と条例の骨格とする事項

項目	細目	市民からの意見※ <sup>1</sup>	条例の骨格とする事項※ <sup>2</sup>	
			条例案に明記すべき事項	その考え
相互理解の促進	啓発・広報	障がいについて知ってほしい	○	
		障がいについて知らせてほしい	○	
	福祉教育	子どもの頃からの教育が必要	○	
	交流	障がいのある当事者同士の交流があるとよい。	○	
		障がいのある人とない人との交流があるとよい。	○	
		身近な地域での交流が大切		
	その他	障がいのある人を理解してほしい	○	
		障がいのある人を理解する必要がある	○	
		意識改革が必要		
権利擁護		障がい当事者に応じた合理的配慮が必要だ	○	
		差別、偏見、いじめがある	○	○
生活環境	道路	段差解消、歩車分離	○	○
	住宅・公共的施設	施設の使い勝手が悪い	○	○
		交通機関の配慮や協力が必要	○	○
	移動・交通手段	障がいにより利用しにくい	○	○
		防災・防犯	安全の確保をしてほしい	○
雇用・就労		雇用を増やしてほしい	○	
		就労支援を充実してほしい	○	
保健・医療		医療費に対する支援をしてほしい		
		医療を受けやすくしてほしい	○	○

## 市民からの意見と条例の骨格とする事項

項目	細目	市民からの意見 <sup>※1</sup>	条例の骨格とする事項 <sup>※2</sup>	
			条例案に明記すべき事項	その考え
保育・教育		障がいのある子を障がいのない子どもと同じ学校に通わせてほしい	○	
		学校側、教師が障がいに対する理解がない	○	
芸術文化・スポーツ		参加できるスポーツや文化活動の場があれば、利用したい	○	○
生活支援	相談	相談しやすい場を充実してほしい	○	○
		相談した悩みを解決してほしい		
	在宅福祉	どのようなライフステージにおいても対応できるように支援してほしい	○	
		経済的支援をしてほしい		
情報	情報を早く、分かりやすく伝えるとともに、受け取りやすくしてほしい	○		
その他		親亡き後の不安	○	○

※1 事務局が第4回～第7回の会議で用いた資料1を当該会議において説明したときに、包括して表現した市民からの意見です。（議事録を参照）

※2 市民からの意見が条例の骨格とする事項に活かされている場合は、○としています。